

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

原告第二準備書面

令和3年7月20日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由利子



頭書事件について、原告は、請求の趣旨第1項及び第2項の各確認の訴えいづれについても「確認の利益」が認められることについて、以下のとおり、主張する。

【目次】

第1	被告（総務省）の対応、及び、市町村からの説明	2
1	被告（総務省）の対応	2
2	埼玉県和光市からの説明	4
3	愛知県東郷町からの説明	5
第2	確認の利益が認められること	7
1	判断枠組み	7

2 本通知により，原告が市町村に対し本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていること…………… 8

第 1 被告（総務省）の対応，及び，市町村からの説明

1 被告（総務省）の対応

- (1) 原告は，別訴において甲 19 の求釈明申立書を提出し，本サービスに係る被告の対応について求釈明の申立てを行ったところ，被告は，別訴において提出した令和 3 年 7 月 8 日付け回答書において，下記(2)ないし(4)のとおり，回答した（ただし，別訴の次回期日は同年 8 月 26 日に予定されており，書面はまだ陳述されてはいない。）。
- (2) 第 1 に，市町村が本サービスを導入するとの判断をした場合における被告による「不利益な取扱い」の可能性に関し，原告の質問と被告の回答は下記のとおりである。

記

（求釈明事項 1）

被告も指摘するとおり，地方自治法 237 条 3 項は，「技術的な助言」に従わなかったことを理由に，不利益な取扱いをすることを禁止する旨を定めています。被告は，各市町村が本サービスを導入するとの判断をしたとしても，法的にも，事実上も，このことをもって当該市町村について不利益な取扱いは一切しないという理解でよいですか。明示的にご回答ください。

（回答）

求釈明に係る「不利益な取扱い」の意義が必ずしも明らかでないが，これが地自法 237 条 3 項所定の「不利益な取扱い」と同義との前提であれば，被告が本サービスを導入するとの判断をした各市町村に対して，かかる「不利益な取扱い」を行わないことは当然のことである。他方で，求釈明に係る「不利益な取扱い」の意義が同項所定のものとは異なる意義との前提であれ

ば、その意義は明らかでなく、回答は困難である。

なお、住基法の規定により市町村が処理する事務については、同法 31 条 1 項の規定に基づき、国は市町村に対し、必要な指導を行うものとされており、また、同条 2 項の規定に基づき、主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、当該事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる」とされているところであって、いずれにしても、被告としては、法令の規定に基づき適切に対応することになる。

- (3) 第 2 に、被告から市町村に対する照会及び働き掛けの可能性に関し、原告の質問と被告の回答は下記のとおりである。

記

(求釈明事項 2)

被告は、各市町村から本サービスについて照会を受ければ本通知に沿った回答をする旨を述べています。被告は、各市町村から照会がなければ、被告から各市町村に対して照会をしたり、これを取りやめるよう求めるよう働き掛けたりはしないという理解でよいですか、照会及び働き掛けそれぞれについて、明示的にご回答ください。

(回答)

総務省としては、住民基本台帳法令の所管省庁として、その適正な運用を図る立場から、必要な助言を行うなど、法令の規定に基づき適切に対応することとなる。

- (4) 第 3 に、市町村が自らの判断で本サービスを提供すると判断した場合のことに
関し、原告の質問と被告の回答は下記のとおりである。

記

(求釈明事項 3)

市町村が、本通知を一つの参考にしつつも、自らの判断で本サービスを提供すると判断した場合（本サービスが適法かつ安全であり、住民サービスに

資すると判断した場合), 各自治体の責任においてこれを導入することは許されるという理解でよいですか。明示的にご回答ください。

(回答)

求釈明に係る「許される」の意義が判然としない上に、仮定の質問であるため、回答は困難である。

- (5) 上記(2)ないし(4)の質問及び回答から指摘できることは、被告は、現時点においても、市町村が（自ら適法であると判断をして）本サービスを導入しようとした際、あるいは、導入した際には、報告の求め、助言、勧告等の方法により、被告がいうところの「法令の規定」を遵守するよう働き掛けようとしていることである。

下記 2 及び 3 において、少なくとも原告の取引先である二つの市町村において、本通知の存在が本サービスを利用するにあたっての現実の支障となつてゐることを説明する（原告において、取引先のすべてに対して照会をしているものではなく、これら二つの市町村は例示列举の趣旨である。）。

2 埼玉県和光市からの説明

- (1) 原告は、埼玉県和光市に対し、令和 2 年 6 月より、「GovTech Express」のサービスを提供している（令和 3 年度の契約について、甲 26 の 1 及び同 2）。
和光市は、「行政改革」の一つとして「LINE との協働連携事業」を謳い（甲 25 の 1）、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けているが（同 2）、現時点において、本サービスはその対象から外されている。
- (2) 原告が和光市に対して、住民票の写しの交付請求について「GovTech Express」の有する機能（本サービス）を利用していない理由について照会をしたところ、和光市から下記のとおり説明がなされた（甲 27）。

記

総務省自治行政局住民制度課長による令和 2 年 4 月 3 日付け総行住第 55 号「電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場

合の取扱いに係る質疑応答について（通知）」が発出されているため、貴社が現在提供されている住民票の写しの交付請求を LINE を通して行う機能については活用していません。

なお、総務省に対して、明示的に導入可否について、当市から照会を行ったことはありません。

また、住民票の写しの交付請求を LINE を通して行うことについては、住民の利便性を大きく向上させる取組であることから、通知の撤回又はそれに準ずる行為がなされた場合には、本市の情報セキュリティポリシー等との適合性などを再度精査したうえで、この機能を活用することは検討対象になると考えています。

- (3) 和光市の説明によれば、本通知が存在しているため「GovTech Express」が有する機能のうち本サービスを利用していない、本通知が撤回等された場合には本サービスを活用することを検討するとのことである。

3 愛知県東郷町からの説明

- (1) 原告は、愛知県東郷町に対し、令和2年11月より、「GovTech Express」のサービスを提供している（令和3年度の契約について、甲28の1及び同2）。

東郷町では、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けているが（甲29）、現時点において、本サービスはその対象から外されている（なお、甲29の冒頭に LINE を通して「住民票の申請」を行うことができる旨の記載があるが、ここにいう「住民票の申請」は住民票の写しを窓口で受け取るための予約の申請であり、窓口にて本人確認を行うことを予定しているものであって、本サービスとは異なる内容である。）。

- (2) 原告が東郷町に対して、本サービスを利用していない理由について照会したところ、東郷町から下記のとおり説明がなされた（甲30）。

記

令和2年11月から「GovTech Express」を利用するにあたり、住民票の写しの交付請求を LINE を通じて行う機能を利用し郵送交付の実施を検討しました

が、令和2年4月3日付け「電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場合の取扱いに係る質疑応答について（通知）」が発出されていたため、本町の当時の現状（町民の利便性向上、行政の電子化の推進、コロナ禍における接触機会の低減を図るため、LINEを使用した電子申請郵送交付を実証実験として実施したい）を示したうえで、総務省に問い合わせたところ、県を通じて調整するよう求められた。県への相談結果については下記のとおりであり、電子署名を伴わない本人確認方法は適切でないと判断し、現在までLINEを使用した電子申請郵送交付を実施していません。

今後、LINE アプリ及び「GovTech Express」が公的個人認証に対応した場合は、LINE を使用した電子申請郵送交付を実施したいと考えております。

なお、仮に公的個人認証に限らない本人確認方法が可能となった場合、町民の利便性向上、行政の電子化の推進、コロナ禍における接触機会の低減の観点から、より多くの方に郵送交付を利用してもらうため、公的個人認証を含め多様な本人確認方法に対応したいと考えております。

記

（令和2年10月13日）

町 町民の利便性向上、行政の電子化の推進、コロナ禍における接触機会の低減を図るため、LINE を使用した電子申請を実証実験として実施している先進自治体と同様の運用で考えている。

ただし、総務省からの通知で電子署名がないと本人確認ができず適切でないと技術的助言もあるため、問題がないか確認したい。

県 総務省からの通知に合致した運用方法なら問題はないが、確認のため手続きの流れの分かる書類を送ってほしい。

—「GovTech Express」機能説明書類を送付—

（令和2年10月15日）

県 この流れでは電子署名がないので、電子申請としての要件を具備しないため、総務省通知に反する。実証実験なら良いということはない。

- (3) 東郷町では、令和2年11月より「GovTech Express」を導入するにあたり、本サービスも利用すべく、総務省に対して積極的に問い合わせをしたところ、愛知県を通じて調整するよう指示され（本通知が都道府県及び指定都市に対して発出されているものであることについて、甲9参照）、この指示を受けて東郷町が愛知県に照会をしたところ、本サービスは本通知に反するとして実証実験を含め不可である旨の回答がなされたため、本サービスの利用に至っていないとのことである。

第2 確認の利益が認められること

1 判断枠組み

- (1) 請求の趣旨第1項及び第2項の各確認の訴えが適法であるといえるためには「確認の利益」が必要である。「確認の利益」の審査においては、「方法選択の適法性」、「即時確定の利益」、「対象選択の適切性」の3つのテストが有用であるところ、本件では、このうち「即時確定の利益」の有無が問題となる。
- (2) 被告は、ここにいう「即時確定の利益」の考え方として、「即時確定の利益を肯定する余地があるものと解されているのは「法令の実施によって直接に具体的な法律上の地位の侵害が考えられるような場合」とされている（矢野邦雄・最高裁判例解説民事編〔昭和41年度〕359ページ（注一）参照）。したがって、本件通知違法確認の訴え及び本件地位確認の訴えが適法と評価されるためには、原告に「法令の実施によって直接に具体的な法律上の地位の侵害」が生じる可能性が認められる必要がある。」（被告準備書面(1)23頁14行目から20行目）と主張する。

被告の主張の趣旨が、事実上の支障（事実上の利益ないし期待）がここにいう「即時確定の利益」を基礎付けないというものであれば、「確認の利益」の解釈論として正しくない。事実上の支障であっても、これを除去するために確認判決を得ることが必要かつ適切な場合といえれば、「即時確定の利益」は基礎付けられる。被告が引用する最高裁判例解説も、事実上の支障が「即時確定の利

益」を基礎付けないことを含意するものではない。

- (3) 誤解のないよう改めて繰り返しておくと、原告としても、「技術的助言」を受けた地方公共団体において、当該「技術的助言」に従う法的義務を負うものではないことは、原告としても認めるところである。地方自治法において、地方公共団体が「技術的助言」に従わなかったとしても、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならないとされていることも同様である（ただし、実際に不利益な取扱いをしないとは限らず、現に「技術的助言」に従わなかったことを理由として不利益な取扱いがなされている例もあることについては、既に指摘したとおりである。最三小判令和2年6月30日民集74巻4号800頁参照）。これらは条文を読めばわかる話である。

原告が問題としているのは、本通知がもつ市町村に対する事実上の影響力及びこれにより市町村が本サービスを利用すること（原告が本サービスを市町村に提供すること）について現に重大な支障が生じていること（この重大な支障を除去するために本件訴えによるほかないこと）であって、被告が主張する上記法律論は、原告の主張に対する反論になっていない。

2 本通知により、原告が市町村に対し本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていること

- (1) 原告第一準備書面・第2において強調して説明したとおり、本件の争いの対象となっているサービスは、「GovTech Express」が有する機能の一部である。原告は、既に「GovTech Express」を導入している市町村において、本通知の存在のために本サービスの機能を利用することができていないことの局面を捉えて、「即時確定の利益」は基礎付けられると主張するものである。

前記第1において、埼玉県和光市及び愛知県東郷町では、「GovTech Express」が導入されているものの本サービスの機能が利用されていないのは、本通知の存在が理由であると説明していることを指摘した。特に、東郷町については、総務省及び（総務省の指示するところに従って）愛知県に対して照会

をしたが、本サービスは不可との回答がなされているところでもある。

- (2) 本通知は、建前上は「技術的助言」に位置付けられるとされ、本通知の文面上は Q&A の形式が取られているものの、実体として本サービスは法令に違反するとの解釈を示すものであり、かつ、被告（総務省）はこれに従わせるための対応を取っているところである（渋谷区の例では、被告は本サービスの利用を停止させるべく、被告（総務省）の働き掛けにより、自治行政局長等との面会の場まで設定されている。被告準備書面(1) 22 頁参照）。現に東郷町では、被告に対する照会を行ったものの、本サービスの利用を断念している。市町村の自律的な判断を尊重する姿勢は、書面上も、実際の運用上も、全く見受けられない。

社会的事実、及び、原告ないし本サービスを取り巻く社会実体において、本通知の存在によって、現に原告が市町村に対して本サービスを提供することについて支障が生じており、本件事件に係る各訴えはその除去のための必要かつ適切なものであるから、各訴えについて確認の利益は認められるものである。

以 上